

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 沖縄に
おける国・県有地（調査団報告・処理方針）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43653

調査団の派遣

アメリカ局長
参事官
北米課長

秘 告
無 期

評長
法務部
大蔵省
（佐藤氏）
可也

大蔵省の沖繩調査団（国有財産
調査）派遣に關し

44. 1. 6. 米北

才一課長

1. ~~昨年~~ 昨年12月、大蔵省理財局国有財産
より、北米課長に對し、大蔵省の沖繩に

ある国有財産の現状調査のため調査団
（日程、調査団の規模等詳細未定）派遣を

考慮し、旨を直報送すと共に、本件計画に
對する米側の感觸打撃方を要請した。

2. 上記の件につき、佐藤氏、在米米國大使館
下へ対し書記官に對し、米國政府の感觸打撃

方依頼したところ、1月6日、書記官より
佐藤氏に對し、米國政府として、本件調査団

派遣に原則として異存なきも、本調査団の調査
に據り、琉球政府による国有地接管

GA-6

外務省

10476

2

要求の再燃するに危懼あり、従つて
調査団派遣に對し、(1) 調査団の出来る

（元金出等）

に付、小規模のものとし、積極的に行つて
三ヶ月前とすとの間に西へ向つて行く

こと、(2) 事前には日程、その他調査計画に
關し、米國政府と十分調整し、決定すること。

(1) 旧国有財産の大部分は、現在、米軍
の使用に充てられて、調査も、国有財産の

確認に重兵を要し、その用途、管理
方針等に對しては、慎重に検討する

こと等の要望を伝え、米國政府に對し、
3. 佐藤氏、上記を大蔵省に伝える旨の打

当初より

とも、大蔵省も、米側の意向を無視して
調査を行つた意向あり、その結果は、

GA-6

外務省

1. における当該資料の統合（米琉平時資料と
 中近東終戦時に作成した固有財産台帳
 との統合等）、米琉関係当局者の意見の
 交換が行われ、得られた考え（2月29日、29
 日）を米側と折衝原案とした。

2. 今回の具体的な調査目的は、

- 1) 沖縄所在固有財産の現状把握
- 2) 財産管理の実態把握
- 3) 関係資料の収集

2. 調査の予備程度、期間を10日程度と
 予定した（米米側意向如何により期間の短縮あり。）

3. 本件調査は今後継続的に行う必要
 ありと考へ、その適当な時期は2次、
 3次の調査用派遣を考へた。

3. 上記に於て佐藤外務大臣米國大使館へ
 上記の書記官申入中に3月7日、米米政府
 と議合の2次を指示するとともに、米側は
 固有財産問題については、管理以上の立場に
 ありと考へた。2次は、議合の1次は1次
 と1次は2次は1次、2次は1次は1次

西倉に1次を指示した。4月の調査に
 佐藤外務大臣米側意向如何により如何に
 米側意向如何により

2次は3月7日、4月の調査に1次は1次
 1次は1次、2次は1次

(参考法: 本調査は佐藤外務大臣意向如何により)

44.3.18
(12月15日)

沖縄所在の国有財産現地調査のための
の取組派遣について

- 近い将来沖縄の本土復帰が見込まれ、これを前提とした本土との一体化政策が具体化しつつある。沖縄地区に所在する国有財産の管理権限は平和条約により目下のところ米国民政府にあるが、今後次第に琉球政府にこれを移管しようとする動きもある。

このような状況に鑑み、当方としては沖縄の本土復帰の日に備え、その後の国有財産管理の適正円滑と期するため、沖縄所在の国有財産の現況と管理の実態と調査は握し、関係資料の収集と行

ない、あわせて可能な限り国有財産に関する

日本政府の意向を反映させておくことが必要で

あると思料され、その方策として総理府特遣局

を通じて下記により調査グループを派遣いた

したい。

記

1 調査目的

- (1) 沖縄所在国有財産の現状は握
- (2) 財産管理の実態は握
- (3) 関係資料の収集

2 調査グループ

課長を含む3名程度

3 期間

旅行日を含め1.0月程度

理財局調査課長

里村

敬

国有財産

課長補佐

古橋隆秀

国有財産

課長補佐

足立信一

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

Satoshi Satomura

Director of Inspection Division,
Financial Bureau

Takahide Furuhashi

Deputy-Director of First National
Property Division, Financial Bureau

Shinichi Adachi

Deputy-Director of Third National
Property Division, Financial Bureau

条約課
法規課
アメリカ局長
参事官下
北米第一課

秘
無期限

沖縄、国有財産調査ニ関スル

昭和28年
米北一

大蔵省の予定に、標記調査に用い、
2月28日在京米大使館アムステルダム書記

官に招致し、下記関係官と打ち合せに、
その要旨次を記す。

外務省 佐藤参事官、吉川
大蔵省 官原課長補佐(理財局国有財産総括課)
総理府 官島調査官(特連局)

記

~~米民政府~~
~~米軍使用~~
アムステルダム書記官より、参考資料を前送す

12、本件調査に際し、~~米民政府~~の意向を次
と記し披露し。

GA-6

2

- (1) 調査期間の日程と打合せ。
- (2) 調査開始後最初、米政府担当官
アムステルダム大佐(法務担当)に往訪、日程
等につき打合せ。特に、琉球当局者と
話し、米政府と調整打合せ。
3、未公表資料も是れを以て、右に打合せ
(米側12日) (同意2日)
一印部外~~米民政府~~に打合せ。
(4) 米軍使用国有地の運営、実態を
調査し、打合せ。
5、調査終了後帰京前、米政府担当
官に対し、調査結果につき説明打合せ。
(6) 日本側による、米民政府に報告
書のコピーを米民政府にも提出打合せ。
(7) 報道関係者に本件調査につき、

GA-6

合意であり、本件を日米琉三政府間で議論するに付、^{（自件に付）}問題あり。とくに、諮問委員

で本件をとりあげると、必ずや諮問委員の報告を提出するに問題を生じ、かえつて取りかゝるに難かしくする。不適当なるべしと述べ、米側、大蔵省の意向を察した。双方とも同意であった。それに対し、宮島調査官の（個人的に）賛成した。一応及川課長の意向を角くして、それと米側の回答を暫時両保した。と述べた。これより、^{（高瀬）}高瀬大使の問題については、日本政府事務所に対峙訓令を大使にも転電し、諮問委員の会合の席上にも大使（米側に対し）の本案については東京で

合意ができた事情もあり、今後日程、調査等の詳細は日本政府事務所と民政府とで打合せせしめ、これに旨を言明し、~~問題~~を打ち切ったことと見（たが、高瀬大使諮問委員の打合せ）^{（高瀬）}。

（個人的に）通宜日本政府部内の問題として通報してあげたいと考へた旨述べた。

（追って、他用を以て）総理府に赴いて佐藤に対し、宮島調査官の、及川課長は上記進め方につき了解せし、明3月1日これを持連局長、加藤参事官に報告した。につき佐藤にも同席に欲しい旨言明し、情を述べた。たまたま立合つたに、加藤参事官の、^{（高瀬）}命を

国有財産調査団訪沖日程 (済)

2033

建設局

午前 午後

3/24 (日) 羽田発 那覇着 9.10 → 11.55 沖縄事務所 諮問 米国民政府 (那覇) 琉球政府 諮問

25 (火) 米国民政府とJTB合世 事情聴取 (〃)

26 (水) 事情聴取 及び 国有財産所在地視察 (沖縄本島) (〃)

27 (木) 事情聴取 及び 視察 (宮島) 那覇発 宮古着 15.10 → 16.15 事情聴取 (宮島) (宮島)

28 (金) 宮古発 石垣着 12.30 → 13.00 (石垣)

事情聴取 及び 調査 (宮島) 事情聴取 及び 調査 (石垣島)

29 (土) 石垣発 西表着 西表発 石垣着 (〃)

調査 (西表島)

30 (日) 石垣発 那覇着 10.15 → 12.00 自由行動 (那覇)

31 (月) 米国民政府とJTB合世 沖縄事務所 諮問 米国内 那覇発 羽田着 (NVA) 18.20 → 20.20

問 今回の調査団の調査期間はどれ位の、
また人員は何人の。

答 3月25日から約1週間を予定している。人員
は約10名である。

問 今回の調査目的及びスケジュールはどうか。

答 第一の目的は 国有地の調査で、国有地を
確認することと、その利用現況等を把握し
たいと考えており、そのために USCAR、琉球政府、
那覇市等から、国有地の現況等に関して、で
きだけ詳細に説明を受けたり、実地の確認
調査をしたいと思っている。

第二の目的は、先日、日本政府から発表
された「次沖繩復帰対策要綱」にある「
沖繩振興開発公庫」(仮称)の設立等に関し
参考とするため、関係機関から引継ぎが予定さ

れる諸機関の業務運営についての実情等を
調査したいと思っている。

問 那覇空港、那覇軍港も調査しているはずで
あるが、引継資産と関係があるのではないか。

答 那覇空港、那覇軍港内にも国有地がある
が、前回の国有財産調査ではノータッチで
あった。
今回の調査では、国有財産の現況をでき
るだけ見ようということで、国有地調査の一環と
して那覇空港、那覇軍港も実地に調査し
ているので、引継資産の問題とは別である。

問 運輸省の職員が来ているか、これはどうい
うことか。

答 空港内にある国有地は、相当けう大々もの
であり、また、形質も大々に変っているので、

運輸省の職員にも大蔵省の職員として(大
蔵省職員に兼務発令)専門的立場から調

査に参加してもらっているものである。

Handwritten text in Chinese characters, mostly illegible due to fading and bleed-through. Some faint characters are visible at the top of the page.

Margery Mitchell Langy

生 号 A12.

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖繩所在国有財産調査報告(記録)

昭和27年6月10日
米北一

6月4日当省において、是日に現地調査を行つた大蔵省里村監査課長より本件調査に用いた報告を聴取したことは、主に別添報告書の概略説明が行つたこと、右に

つげ加えの必要旨下記のとおり。

- 出席者 大蔵省 里村理財局監査課長
- 古橋事務官(国有財産1課)
- 足立、(同2課)
- 總理府 官島調査官(特連局)
- 当省 栗山(条約)湯下(法規)
- 瀬崎(条約)吉川(米北)
- 各事務官

記

GA 6

1245

合同調査は、この日、米北一、古橋事務官、官島調査官、栗山、湯下、瀬崎、吉川、各事務官、中、下、外務省

1. 米側管理の事情

民政省の国有財産の事態把握は予想以上

確實にわかつた。また管理も概ね良好と判断された。これは借料支払の必要あり

可成り詳細に自調査を行つたこと、その結果を記す。

2. 日米間の数量相違の推定根據

日米双方のリストを突合した結果、数量の

相違は600万余坪民政省側のものが少く、いふべきところ(別添報告書

4~9ページ)、この相違は国有林野関係にあるものと推定された。

これは国有財産台帳調査の基礎は、昭和27年11月農林省から外務省を通じて

GA 6

外務省

在京米國大使館に提出した企業用財産の数量であり、これには普通財産の記載

がない。従つて相違の主たる原因は普通財産にありと推定される。

この裏に用いた林野庁は不明なりとし、管轄官庁たる熊本管林局に調査方法

を問い合わせ、古くは調査の困難の模様である。

3. 租又分固有財産

明らかな分と推定される。

石垣島所在の送信所及受信所の敷地約2万坪ありと考へられる。これは

「移管の誤謬」にありと推定される。旧電気通信省所管電気通信事業特別

会計は消滅し（本件敷地は日本電氣公社に現物出資の形で移った）、管理

者が所在不明な状態にあり、調査の困難である。今後電氣公社に調査の

必要である（別添13~14頁参照）。

4. 旧軍飛行場返還請願

宮古島所在の飛行場（平良下地及山上野）は過去4回、石垣島西原飛行場は1回陳情

がある。今次調査用として陳情はあり。

西原飛行場は、住民側は布令（南部琉球軍政本部主席軍政官経済布令第4号、

1947年4月5日公布、同年10月12日付同布令第6号に依り廃止）に依り、旧地主に

また黙認耕作地は無料である。
返還後借地料の料率算定、黙認耕

作地の料金の取扱如何の問題と在り
思ふ所。

なお、~~本~~別添報告書は日本政府関係
官庁にのみ配布したものとあり、琉球等部外
には絶対配布若くは周知をせらるゝと欲し
との要望があつた。

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長
条約課長
法規課長
3/12/23

国所有地の取扱

46.3.9.
米北一(有地)
北米中東課長

3月9日 大蔵省理財局国所有地課長3名
林事課長1名、中絶国所有地の取

扱に關し 之本の調査の派遣等の特
果もあるべきこと 陸海軍の43号之

件に關し照会したところ、是等の取扱い
下記のとおり 仰参考す。

記

1. 国所有地の取扱 是般調査

2
国を派遣し、人員も僅か3名の滞
在期間も数日の間に過ぎた。この十

分調査の成果を報告した。難く
また、今後検討の必要を痛感した。

従って、復帰の時期を短縮し、方針を
とり急ぎと云う段階に達した。

2. 具体的な調査の目的は、特に
空気を調査し、その利用の状況、⁽¹⁾ 復

帰の途に、迅速な場合、国に
このように利用の途に達するが、現在

の利用者のいない調査を必要とするに
なり、その結果を踏まえ、方針を

決定し、その旨を、本日は、外務省に
報告した。その旨を、本日は、外務省に

3
3. 果有他、この調査、「中絶案」に
法律論 — 創設の復活 — を自治省

内閣法制局に検討の要あり。その結果
を、その旨を、本日は、外務省に

(依り、復活の調査(この調査、国に
本日は、外務省に、本日は、外務省に)

